

令和8年7月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和8年7月総会議事録

1 日 時 令和8年7月14日（火） 午前9時25分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第4号 土地改良法第96条の4の規定による換地計画の同意について (1件)
- 第5号 農用地利用集積等促進計画の策定について (二段階方式1件)

報告事項

- 1 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
(3件・農地中間管理事業に係る合意解約1件)
- 2 その他
 - ・臨時総会 7月21日（火） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・次回総会 8月14日（金） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 8月3日（月） 予定

4 出席委員（19人：議席順）

- | | | |
|---------------------|------------|------------|
| 1 番 岡藤 英雄 | 2 番 村岡 清美 | 3 番 岡島 史真 |
| 4 番 西村 志おり | 5 番 大田 寛治 | 6 番 河野 八千代 |
| 7 番 中野 晴人 | 8 番 山近 洋祐 | 9 番 末永 恵子 |
| 10 番 高林 司 | 11 番 林 一志 | 12 番 木村 友則 |
| 13 番 名和田 栄治 | 14 番 林 弘幸 | 15 番 大田 裕美 |
| 16 番 木村 正雄 | 17 番 大汐 光晴 | |
| 18 番 深水 一男（会長職務代理者） | | |
| 19 番 大野 耕作（会長） | | |

5 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 吉岡 雄二 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書 記 | 秋本 佑美 |

7 会議の概要

議長

令和 8 年 7 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案 5 件、報告事項 1 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。

引き続き、6 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会長行事報告)

議長

それでは、ただ今から令和 8 年 7 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名です。本日の出席委員数は 19 名、欠席委員はございません。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規程により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。1 番、岡藤英雄委員、2 番、村岡清美委員。よろしくお願いいたします。

それでは議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

なお、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は自己、又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとされております。

本日、議案第 1 号番号 1 において、議席番号▲▲番、●●委員が該当しておりますので、一時退室いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(●●委員退席)

議長

それでは、事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

事務局長
補佐

令和8年7月14日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号1。

土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況共に田、
面積は2,425㎡。外1筆。全体面積2,901㎡。

譲受人は、●●▲▲番地、●●さん。

譲渡人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。外1名。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、以前から自身が小作している農地であり、
譲渡人の申出を受けることとした。譲渡人は、以前から耕作を任せており、
譲受人に譲渡したい。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び2ページ
をご覧ください。●●から北東約0.5kmに位置する農地です。

また3ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項
について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状
況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利
用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規
定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従
事することが判断できます。

第5号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるも
のであり、該当はいたしません。

第6号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作
業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全て
を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、引き続き、当地区担当14番 林委員、補足説明をお願いいた
します。

14番

それでは、補足説明いたします。

去る7月2日、会長、先野委員、事務局と現地を確認いたしました。

14 番	申請地は、●●地区に位置し、申請内容につきましては、今、事務局から説明がありました通りでございます。譲渡人の●●さんが●●県の在住で、これから先、圃場の管理ができないことから、以前より利用権設定により耕作されておられました●●さんに申し出があり、譲受人の●●さんも安定した自給飼料の確保のため、申し出に応じられました。 また、もう一件の●●さんの圃場につきましては、今、補足説明いたしました●●さんの圃場と一枚であることから、今後のことを考慮し、今回●●さんに申し出られました。 以上のことから、何の問題もないと思われますので、皆さんのご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
議長	質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は、許可することに決定をいたしました。 それでは、●●委員に入室をしていただきます。 (●●委員入室)
議長	続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。 番号2。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲、地目は登記簿が田、現況は畑、面積は248㎡。外5筆。合計面積4,259㎡。 譲受人は、●●▲▲番地●●さん。 譲渡人は、●●市●●町▲丁目▲▲番▲▲号、●●さん。 権利の種類は、所有権の移転です。

事務局長
補佐

理由としまして、譲受人は、以前からこの地で耕作をしたいと考えていたところ、譲渡人から売買の話があり、応じることとした。譲渡人は、高齢になり耕作が困難となり、農業後継者もない為、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び4 ページをご覧ください。●●から東北東約 2.8km に位置する農地です。

また5 ページから7 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第3 条第2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5 号の転貸禁止要件については、所有権移転の後、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3 条第2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

引き続いて、当地区担当3 番 岡島委員、補足説明をお願いいたします。

3 番

3 番、岡島です。

7 月 2 日に、大野会長、元永推進委員、事務局と現地を確認いたしました。●●さんは、この 2 月に沖縄から移住して来られており、もう既に機械も一式揃えられております。農地は、もう稲も植えられており、収穫物は将来的には、近くの直売所や J A に出荷されるということです。何の問題もないと思いますので、皆さんの慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は、許可することに決定をいたしました。
続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。2ページをご覧ください。
議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。
農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和8年7月14日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。
ここですみません。事務局からお詫びでございます。
申請の内容、これ1番も2番も内容が書いてございませんでした。1番が、自己用住宅となります。2番が自動車用車庫兼農機具倉庫ということになります。
それから、1番には誤字もございましたので、申し訳ございません。
今から申し上げますので、訂正をお願いします。
番号1。
土地の所在、大字●●字●地番▲▲番▲。地目につきましては登記簿、現況ともに畑、面積は303㎡。一体利用地を含めた全体面積467.30㎡。
申請人は ●●▲▲番地▲、●●さん。
転用の目的は自己用住宅です。
理由としまして、申請人は、親と同居しているが、子供が生まれる予定であり手狭になるため。
申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び8ページをご覧ください。●●から北東約0.6kmに位置する農地です。
また、9ページには公図、10ページから11ページには土地利用計画図等を添付しております。
ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」7ページ、下段をご覧ください。

事務局長
補佐

(3)、申請地は、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当していない、第2種農地となります。申請に係る農地等に代えてその周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第4条第6項第2号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の融資申込書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から許可後1箇年後までに完了することになっており、確実であると考えます。

カの「一体利用地の利用の確実性」ですが、一体利用地は申請者の所有する宅地であり、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透、自然流下及び溜枳を介して道路側溝に放流し、污水については公共下水道に排出するため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、申請地は地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当4番 西村委員、補足説明をお願いいたします。

4番

4番、西村です。

7月2日に、大野会長、森本推進委員、事務局の方と現地調査を行いました。現在、一体利用地の部分の長方形の建物は、もう解体されています。

北側に実家がありまして、南側に新築予定となっております。敷地の管理はきちんとされておりました。何の問題もないと思いますので、審議の程、よろしくお願いいたします。

議長	事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。 本件について、ご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)
議長	ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。 本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	挙手多数であります。 よって、本件は許可することに決定をいたします。 続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長 補佐	それでは説明いたします。 番号2。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目につきましては登記簿が田、現況は畑、面積は761㎡。外1筆。合計面積1,085㎡、うち、行為をする面積206㎡。 申請人は、●●▲▲番地●●さん。 転用の目的、自動車用車庫兼農機具倉庫です。 理由としまして、申請人は、柑橘を育てるにあたって、自動車車庫及び農機具倉庫が必要なため。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。●●から北北西約100mに位置する農地です。 また、13ページには公図、14ページから15ページには土地利用計画図等を添付しております。 ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」7ページ、上段をご覧ください。 (1) イ、申おおむね300m以内に鉄道の駅が存在しており、第3種農地に該当します。原則として転用は許可されます。 次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11ページから12ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

事務局長
補佐

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、預金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和8年11月30日までに完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に11ページ、(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれではなく、雨水については、自然流下により農業用排水路に放流し、汚水については公共下水道に排出するため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、申請地は地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、本案件につきましては、農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当は私、19番、大野でございますので、補足説明をさせていただきます。

去る7月2日、宮本推進委員、事務局と現地確認を行いました。場所は、只今事務局が申しましたように●●駅の近くです。土地の造成が終わりました後は、法面がコンクリートで囲われ、隣接の地に雑草への迷惑も考えられ、今回敷地内に倉庫を建てられ管理をするということで、何の問題もないと思われます。各委員さんの慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
本件について、ご質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。
よって、本件は許可することに決定をいたします。

議長	続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。 事務局の説明を、よろしくお願いいたします。
事務局長 補佐	説明いたします。3 ページをご覧ください。 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。 令和 8 年 7 月 14 日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。 番号 1。 土地の所在、大字●●字●●地番▲▲番▲。地目については登記簿、現況ともに田、面積は 791 m²。外 3 筆。一体利用地を含む合計面積 2,002 m²。 借受人は、●●市●●町●●▲▲番地▲、●●株式会社、代表取締役●●さん。 貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。 権利の種類は、使用貸借による権利の設定です。 転用の目的は工事用ヤードです。 理由としまして、借受人は、鉱物運搬ベルトコンベア補修工事のため、工事用ヤードとして使用したい。貸付人は、現在耕作をしていないので借受人の申し出に応じることとした。 申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 16 ページをご覧ください。●●から南南東約 1.6km に位置する農地です。 また、17 ページには公図、18 ページには土地利用計画図等を添付しております。 ここで農地の立地基準についてですが、「農地法審査基準」7 ページ、下段をご覧ください。(3)、申請地は、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当していない、第 2 種農地となります。申請に係る農地等に代えてその周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第 5 条第 2 項第 2 号が適用され、許可可能であると考えます。 次に、一般基準ですが、『農地法審査基準』11 ページから 12 ページをご覧ください。なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

事務局長
補佐

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、融資証明書の提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、一時転用であり、許可後から令和 11 年 7 月 13 日までに完了し、現状復旧することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、地下浸透、自然流下により道路側溝に放流し、汚水については発生しないため、特に問題はないと考えます。

最後に(3) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保ですが、地域計画の区域にも指定されておらず、今回の転用により地域の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずるおそれはないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長

引き続いて、当地区担当 18 番 深水委員、補足説明をお願いいたします。

18 番

18 番、深水です。

去る 7 月 2 日、大野会長、村田推進委員、事務局とで現地調査を行いました。これはですね、もう皆さん場所的にはわかるかなと、16 ページを見てもらったら●●の●●の交差点、そこにベルトコンベアが通っております。その補修工事ということで、この農地は耕作等されておらず、草が伸びている状態であります。そして過去にも同じような事案で、農業委員会の方に申請がありました。それで何ら問題はないと思っております。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

議長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号、土地改良法第96条の4規定による換地計画の同意について、を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。4ページをご覧ください。

議案第4号、土地改良法第96条の4の規定による換地計画の同意について。

土地改良法第96条の4の規定において準用する同法第52条第8項の規定により、換地計画について意見決定を求める。

令和8年7月14日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。

この議案第4号につきましては、長門市営●●地区農地耕作条件改善事業における換地計画の認可申請を県に対して行うにあたり、その内容について長門市農業委員会の同意を求められているものです。

申請地につきましては、『議案位置図等添付資料（その2）』1ページ及び2ページをご覧ください。●●から北東約0.9kmの範囲に位置する一団の農地です。

また、3ページから6ページには換地計画書の抜粋を、7ページには換地計画現況図、8ページには換地計画換地図を添付しています。

本案件は、●●地区において、長門市が事業主体となり施行している土地改良事業で、本事業で区画整理を実施することにより、農地の団地化及び農作業の効率化を図り、農地中間管理機構を活用した農地の貸付による集積の促進を図るものです。

なお、本件に関する議案位置図等添付資料（その2）につきましては、議事終了後回収いたしますので、そのまま机の上に置いてお帰りください。

以上です。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長

本件について、議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたら挙手の上発言をお願いします。

併せて、本件について、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

14 番

このエリアは、以前はほとんどが未整備で、周辺の整備によりもうかなり前に農地が整備されていましたが、このエリアにつきまして未整備が残ってありましたところ、今回田んぼを整備して、新たに圃場を作るということで、水路もかなり痛んでました。耕作ができるような状態ではありませんでした。したがって、この度のこの件は、僕としては大変いいことだなと思います。どうぞ皆さん、慎重審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長	ありがとうございました。他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。
9 番	素朴な質問なんですけれど、この中で●●さんの農地については、根抵当権が設定されているようなんですが、これは金融機関的には整備することに何ら問題はないんですかね。
事務局長 補佐	はい、お答えします。 基本的に、農地の形状をいじったり、土地改良するにあたって、抵当権の有無というのは、特段影響はないという風に認識しております。 話は少しそれますが、農地法第 3 条で、農地の権利移動をするような場合についても、抵当権が付いている農地が出てくることが多々ありますけれども、将来的にその抵当権が耕作を阻害するようなことがあってはならないということは謳ってありますが、抵当権があることによって、その農地に関する権利であったり、形式変更であったりを縛るものではないと、これは令和 2 年くらいに別件で県に問い合わせをしたときに回答をいただいております。
議長	他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。
12 番	12 番の木村です。 これは昔、●●地区で北部も南部も圃場整備田のバックアップ整備をされたことがありますよね。そのとき、やっぱり皆さんの同意があった上で、各自で組合とか作ってですね、皆さんやった後で、やったときの費用とかは皆、個人個人で支払いましたよね。まあ、その時これは区画整備されなかったですが、今回されるというんですけど、事業主体としては、これは●●がやるのか、それとも後々の費用とかはどこがされる感じなんですかね、これは。どこが事業主体なのかよくわからないんですけど、どういう事業なのか、それとも●●さんが作るから、作りにくいから、自分たちでお金出すからやるかとか、ちょっとよくわからない感じがするんですけど、教えていただけないですかね。
事務局長 補佐	はい、お答えします。 木村委員さんがおっしゃったように、当時は●●の土地改良区というのがありまして、それで●●地区全般の土地改良を行いまして、確か令和 2 年くらいに解散したのかなと記憶してます。

事務局長
補佐

この土地に関しては、その時の事業には入ってなかったということで、ちょうどその前後くらいに、この地元から声が上がって、この整備をしてほしいということになりまして、農林水産課の方がいろいろ事業を探したんですが、土地改良区を作ってまでというところはありませんでしたので、事業の主体は長門市、長門市営ということになっております。費用負担なんですが、私もちょっとうろ覚えなんですけども、国費が確か65%くらい、県費が12.何パーセントくらい、市費が10%くらいで、地元の方が確か何%か、確か全部で160万くらいだったと思うんですけど、地権者の方が負担されてます。地権者の方です。●●は、この事業に関しては、整備された後で借り受けるという立ち位置で、あくまで地権者さんと県と国と市のお金で整備をしております。よろしいでしょうか。

12 番

ありがとうございます。すごい勘違いしていました。

議長

ありがとうございました。他にどなたか、質問、ご意見がございましたら、挙手の上発言をお願いいたします。

(質問・意見なし)

議長

質問、ご意見も出尽くしたようでございますので、採決をいたします。本件換地計画に同意される方は挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、同意すると決定をいたします。

続きまして、議案第5号、農用地利用集積等促進計画の策定について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明いたします。5ページをご覧ください。

議案第5号、農用地利用集積等促進計画の策定について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画を策定することについて、意見決定を求める。

令和8年7月14日提出、長門市農業委員会会長 大野耕作。

令和8年7月31日の公告となります。

二段階方式による利用権設定です。

事務局長 補佐	賃貸借が日置地区 1 件 1 筆、1,096 m²となります。 詳細につきましては 6 ページから 7 ページをご覧ください。 中間管理事業法第 18 条第 5 項に定めてあります、計画の内容が基本方針等に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事すること、等の計画要件を満たしていると考えます。 以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議長	議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等、また、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、挙手の上発言をお願いします。
	(補足説明・意見・質問なし)
議長	質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
	本件に同意することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
	(挙手多数)
議長	挙手多数であります。
	よって、本件は、同意することに決定をいたしました。
	議事については以上となります。
	引き続きまして、報告事項に入ります。
	報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。
事務局長	それでは説明いたします。8 ページをご覧ください。
	報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの。
	従前の相対による利用権設定に係る合意解約です。
	番号 1。
	通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、●●さん。
	借受人は、●●▲▲番地、●●さん。
	土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田、面積は 2,425 m²。
	令和 8 年 6 月 18 日に合意解約しております。
	外 2 件の合意解約となります。
	次に 9 ページをご覧ください。
	農地中間管理事業、二段階方式に係る合意解約です。
	番号 1。

事務局長	通知者ですが、貸付人は、●●▲▲番地▲、●●さん。 借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。 転借人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。 土地の所在は、大字●●字●●▲▲番▲、地目は田 面積は 312 ㎡。 令和 8 年 6 月 3 日に合意解約しております。 報告事項 1 については以上となります。
議長	ただいま、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。 (質問・意見なし)
議長	報告事項は以上となります。 続きまして、事務連絡等がありましたらお願いします。
事務局長 補佐	まず、農業委員会臨時総会を 7 月 21 日（火）9 時 30 分から長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。ご留任いただく委員の皆様は、郵送させていただいた議案書をお持ちのうえ、ご参加をお願いいたします。 同じく、ご留任いただく委員さんに対してですが、次回の農業委員会定例総会は、8 月 14 日（金）、お盆真っ只中で申し訳ございませんが、9 時 30 分から長門市役所本庁 4 階会議室で開催いたします。 なお、現地調査につきましては 8 月 3 日（月）を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等連絡しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。 なお、繰り返しになりますが、本日配布しました議案位置図等添付資（その 2）は、そのまま机に置いたままにしてください。お持ち帰りの無いようお願いいたします。 また、農地利用最適化業務活動日誌についてですが、全ての現任委員の皆様は 7 月 19 日までとなっております。引き続き、活動を記録のうえ農業委員会事務局までご提出いただきますよう、お願いいたします。 最後に、農業委員会お別れ会を本日 18 時からホテル楊貴館にて開催いたします。参加される委員の皆様方はよろしくお願いいたします。 それから、ご退任される委員の皆様は、3 年間後ありがとうございました。お疲れ様でした。 事務連絡については以上となります。

議長

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
ご苦勞様でした。

終了時間 午前 10 時 13 分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和8年7月14日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 岡 藤 英 雄

議事録署名委員 村 岡 清 美